

第3回 統計制度部会 議事概要

1 日 時 平成30年12月7日（金）14:15～14:50

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

【委員】

北村 行伸（部会長）、清原 慶子

【臨時委員】

縣 公一郎、藤原 静雄

【審議協力者】

総務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、厚生労働省
東京都、千葉県、日本銀行

【諮問者】

総務省政策統括官（統計基準担当）：津村参事官
越統計企画管理官補佐

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官
北原統計政策統括官（統計基準担当）付企画管理官
統計委員会担当室：櫻川室長、上田次長

4 議 事

統計法施行規則の改正について

5 議事概要

審議の冒頭、諮問者から、統計法施行規則の一部を改正する省令案に係る意見公募手続（意見公募期間：10/31～11/29）の結果について、及び北村部会長から、第128回統計委員会への審議状況の報告について報告された。

続いて、北村部会長から資料1及び資料2に基づき、答申原案及び非諮問事項の審議結果報告案について説明が行われた。

主な質疑は以下のとおり。

【専修学校（専門課程）及び当該学校に所属する教員の取扱い】

（前回の会合において、大学、高等専門学校及び公益法人与専修学校（専門課程）は位置付けが異なると思われるため、案1（改正規則案のとおり、第19条第1項第1号イ（1）～（3）に専修学校（専門課程）及び当該学校に所属する教員を含むことが適当とした上で、実質的な判断が必要との考えから、分かりやすい解釈上の要件等を設定する）及

び案2（専修学校（専門課程）及び当該学校に所属する教員について、改正規則案第19条第1項第1号イ（1）～（3）に含まない形での修正を求め、加えて、バスケット規定である同号イ（4）において、これらの者について、調査票情報の提供を受けることが出来る者かどうか実質的に判断することが適当）が提示され、おおむね案1として意見が集約された。これを踏まえ、部会長から、案1とすることが提案された。）

- ・前回部会における当初の発言では、制度の発足にあたり慎重に運用を行った方が良いという趣旨の発言をしたが、今回提示された答申原案を見ると調査票情報の提供の条件として査読、倫理委員会の審議といったことが設定されている。また、改正規則案第19条第1項第1号イ（4）の該当性を確認する場合の例として、博士課程の学生やポスドクが利用する場合ということが記載されている。以上のことから総合的に判断して、案1を適当と判断したい。データ活用の拡大という改正統計法の趣旨に鑑みても、データの活用に有効であり、あわせて、裏書などとセットとすることで慎重に運用することが適当。前回の議論と今回提示された答申原案を踏まえ、案1と判断したい。

→今回欠席の石井委員からも、案1で構わないとの意見をj得ていることを報告させていただく。

- ・前回同様、案1を支持する。これにより、データ利用の拡大による学術研究の発展に資することができ、従来から行われている政策の評価及び策定すべき政策の検討について、国民が当事者性をもって判断することが可能になる。
- ・前回同様、案1を支持する。制度改正の趣旨に鑑み、かつ解釈上の要件を分かりやすくするというjことなので、案1が適当である。

議論を踏まえ、専修学校の専門課程の取扱いについては、案1が採用された。

【専修学校の専門課程の取扱い以外及び非諮問事項について】

部会長から、資料1及び資料2に基づき、説明された。

これについて、委員からの意見はなかった。

最後に、以下の発言があった。

- ・今般の制度改正について、施行状況のフォローアップの必要性を感じている。一方では、学術研究の発展のため、データの利活用は重要だが、もう一方で、国民の信頼を得る制度とするという点も大事である。前回、部会長からも、利活用を進めるとともに、国民の信頼も引き続き確保すべきというご意見を頂いた。そこで、引き続き運用状況を注視していくことが必要と考える。国勢調査などにおいて国民・市民の信頼を得ることの重要性を認識しており、回答した情報が濫用されないかという国民・市民の不安も理解できる。改正統計法第33条の2の調査票情報の提供について、提供自

体はオンサイト施設を前提としているとはいえ、その不安への対応も考えたい。また、委託による統計の作成や、匿名データも、10年にわたり運用されているので、大丈夫とは思いますが、引き続き見ていくことが重要。一方で、ポストクなどの利用に対する配慮も必要。かつての研究者としての自身の経験から、ポストがなくても研究に一生懸命な時期があり、そのような時期にある対象者への提供実績も見ていきたい。学術研究、市民の課題解決という反面、慎重に制度の運用を行っていくことが重要と考えるので、施行状況のフォローアップを統計委員会では是非担っていくことが望ましい。

- ・上記の、施行状況のフォローアップを統計委員会で行っていくという意見に賛成。二次利用研究会において、オンサイト利用について議論があったと認識。そこでも利用状況のモニタリングという話はあったと思うので、統計委員会で行っていくことが重要。
 - ・上記の、施行状況のフォローアップを統計委員会で行っていくという意見に全面的に賛成。できれば、定期的ということをもどのスパンでやるのか決めておくことが重要。また、どのような事項を報告するかも統計委員会で議論してほしい。
- 従来から施行状況報告が存在しており、それは年1回行われている。それにそろえて年1回とするのがいいと思うが、部会長と相談させていただきたい。

【法技術的修正について】

諮問者から資料3に基づき、説明が行われた。

これについて、委員から意見はなかった。

【匿名データの利用者への早期提供に向けた検討について】

部会長から、第128回統計委員会において匿名データの利用者への早期提供に向けた検討を行うよう委員長から指示があったことが共有され、部会長が有識者の会合を開いて原案を作成することが提案された。

これについて、委員から意見はなかった。

最後に、部会長から、統計制度部会として初めての答申案と審議結果報告案を取りまとめることができたことについて謝辞が述べられた。

以上

<文責 総務省統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>